

トピックス2

EC統合と欧洲保険業界

I はじめに

ヨーロッパでは1992年末を目標に、EC統合が進行している。

EC統合は、EC域内における人、物、サービス、資本の移動に関する制限を撤廃し、共通の市場を作り、域内の経済の活性化を目指すものである。統合が実現すると、人口3億3千万人、名目国内総生産5.4兆ドルの巨大な市場が創設されることになる。

これにあわせ、金融関連業務についても銀行、保険、証券の各業務ごとに市場の統合を目指した条件整備、各国間の規制の調整が進められている。

ここでは、保険業務に関する統合の動きと欧洲保険業界の対応について見ることとする。

II 保険業務に関するEC統合の動き

保険業務に関するEC統合は、

①設立の自由化 (freedom of establishment)

②役務提供の自由化 (freedom of service)

の二つの側面から進められている。

設立の自由化は加盟国内に本店を持つ保険会社が、他の加盟国に支店、代理店を設立する際に、進出先国の当局による認可基準を統一し、域内の保険会社の市場参入を促進しようとするものである。

また、役務提供の自由化は、域内の保険会社が、子会社や支店を設立することなく、他の加盟国で保険の販売を行うことを可能にするものである。

上記の自由化を進める上で、各国間の法規制の調整 (harmonization) が必要となるが、そのためEC理事会では各国に対し指令 (directive) を出し、各国の関連法規の見直しを求めている。これまでに保険関係の指令および指令案は20以上出されているが、うち生保、損保、再保の各々についての設立ならびに役務提供の自由化指令 (案) が市場統合を進めていく上で基本となっている。

III 設立の自由化

設立の自由化に関する指令は、損保については1973年7月、生保は1979年3月にE

C理事会より出されている。いずれも域内に保険会社を設立する場合の認可基準ならびに業務継続の条件を規定し、これをもとに域内各国の監督法を統一することを目指している。

1. 生保の設立の自由化

(1) 概 要

生保の設立の自由化に関する指令（以下生保第一次指令と呼ぶ）では、保険会社、支店、代理店の設立については、進出先国の認可を必要とし、事業活動に際しては、保険会社の財政面での健全性を確保するため、一定の支払余力を維持することを条件としている。

表－1 生保第一次指令の概要

項 目	内 容
対象	以下の元受保険事業を行う保険会社 生命保険・年金・補足的な保険（傷害保険等）・終身健康保険・その他（トンチン年金、企業年金等）
会社設立の認可	加盟国に保険会社を設立する場合、域内に本店を持つ会社が他の加盟国内に支店、代理店を設立する場合は、当該加盟国の監督官庁に申請し認可を得なければならない。
業務継続のための条件	各加盟国は、国内の保険会社、支店、代理店に対し、その国が定める規定に従って、テクニカルリザーブを積み立てることを要求しなければならない。 各加盟国は国内に本店を持つ保険会社に対し、適正な支払余力（solvency margin）を維持することを要求しなければならない。支払余力は最低支払余力（minimum solvency margin）を下回ってはならない。

(2) 特 徴

①host country control（進出先国主義）の採用

生保第一次指令では、域内で保険事業を開始する場合、当該加盟国の認可を必要とする旨規定し、保険事業を認可事業としている。また、ある加盟国で認可を得、保険事業を行っている保険会社が他の加盟国に支店、代理店を設立する場合、進出先国の監督当局の認可を条件としている。事業の継続に関しても、テクニカルリザーブ（数理的責任準備金）の積立等について、進出先国の監督当局の監督に服すこととなる。

このように、生保第一次指令では保険会社の他の加盟国への進出に関し進出先国の監督に服する事が求められている点で、host country control（進出先国主義）が打ち出されている。

②支払余力の設定

支払余力は資産から負債を控除した額であり、株式払込金、任意積立金、未処分利益金等から構成されることが求められている。保険会社が一定の支払余力を持つことを義務づけ、これを保険会社の財務面での健全性の指標として重視している点も特徴である。なお、生保第一次指令の支払余力については、その内容あるいは有効性の観点から、イギリスアクチュアリー会やカナダの保険監督庁が批判を行っている。

(3) 各国の実施状況

全加盟国で施行されている。

2. 損害保険の設立の自由化

(1) 設立の自由化指令

損保に関しては、1973年7月に設立の自由化に関する指令（以下、損保第一次指令と呼ぶ）が採択された。その内容は概ね以下のとおりである。

表－2 損保第一次指令の概要

項目	内容
対象	以下の元受保険事業を行う保険会社 傷害、疾病、自動車、火災、海上、航空および運送、賠償責任、 信用および保証責任、雑金錢損失ならびに訴訟費用。
免許制	域内に保険会社を設立したり域内に本店を有する保険会社が支店ないし代理店を設立する場合、当該加盟国の監督当局の免許を得なければならない。
テクニカルリザーブの積立	加盟国は、その国内において業務を営む会社に対し、充分なテクニカルリザーブを積み立てる事を要求するものとする。 その額は、各国の法律で定められている額とする。
支払余力の維持	各加盟国は、国内に本店を有する保険会社について適正な支払余力を維持することを求めなければならない。

損保第一次指令は

- ①保険会社、支店、代理店の設立については、設立先の加盟国の認可を必要とする
- ②各加盟国はその国内で保険事業を営む保険事業者（本店、支店、代理店）について財務面に関する検証を中心とした監督を行う

という点で、生保第一次指令と同様の体系となっている。なお、損保第一次指令も全加盟国において既に実施されている。

以上述べたように、生保、損保とも設立の自由化を進めるにあたっては、進出先国

の監督当局の認可、ならびに監督権限を認めている点で、host country controlの原則がとられている。

IV 役務提供の自由化

役務提供の自由化指令は、域内の保険会社が子会社や支店を設置することを前提とせず、他の加盟国内で保険を販売する権利を与えようとするものである。言い換えれば、域内の国民は、その会社が自国内に拠点を持っているか否かにかかわらず、域内のどの保険会社の商品でも買えるようになることを意味する。

損保の役務提供の自由化指令（以下、損保第二次指令と呼ぶ）は、1988年6月に既に採択されているが、生保の役務提供の自由化指令は1988年12月に指令案（生保第二次指令案）が出された段階であり、採択は'90年中と見込まれている。

1. 生保の役務提供自由化指令案

(1) 対象

生保第一次指令の対象となる保険会社。ただし、以下に述べる他国での保険販売に関する規定に関しては、域内に本店を持つ保険会社にのみ適用され、対象となる保険は個人保険に限られる。

(2) 他国での保険販売に関する規定

生保第二次指令案は、保険会社が拠点を設立することなく、域内で保険を販売することを認めようとするものであるが、

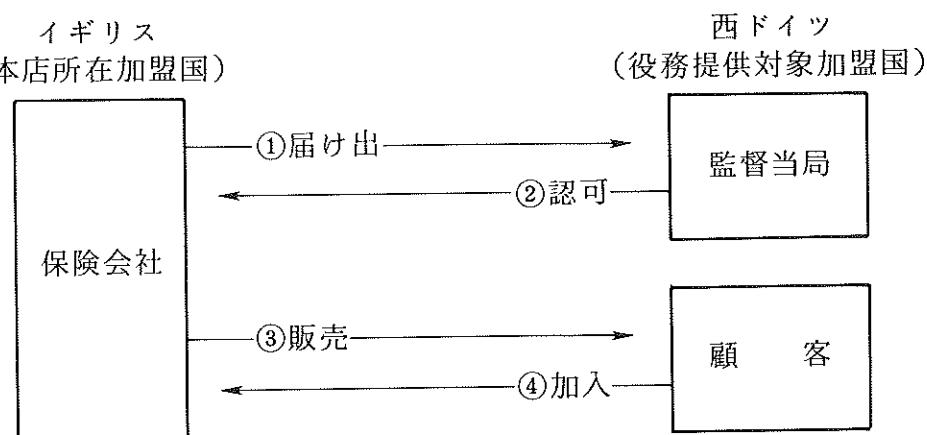
①保険会社が他国の居住者に保険を販売する場合

②消費者が自らの意思により、他国の保険会社の保険に加入する場合の二つのケースを明確に区分し、別個の規定を設けている。

①保険会社が他国の居住者に保険を販売する場合

保険会社が電話や手紙あるいはブローカーを用いて、他の加盟国の顧客に対し保険を販売するケースで、この場合は顧客の居住国の監督当局の認可を条件とし、また契約者は居住国の法律により保護される等、契約者保護に重点を置いた規定となっている。

図-1 例：イギリスの保険会社が西ドイツの顧客に保険を販売する場合

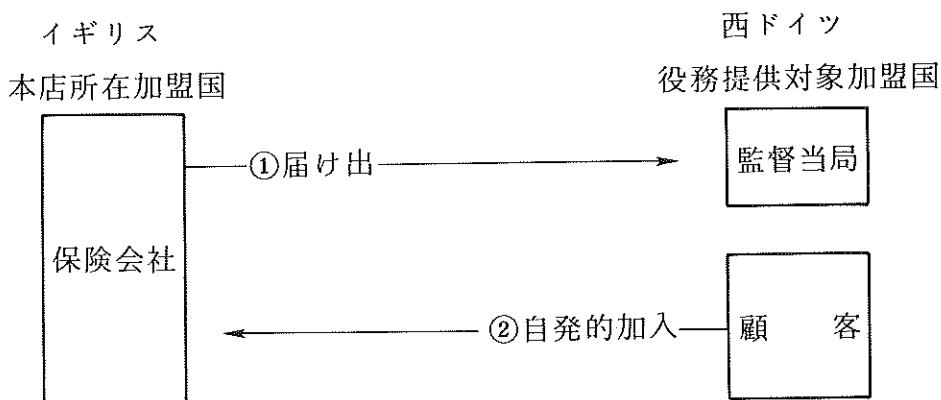


②消費者が自らの意思により他国の保険会社の保険に加入する場合

顧客が、保険会社やブローカーによる勧誘を受けることなく、自分の意思で直接またはブローカーを通じ他国の保険会社に接触し、保険に加入する場合である。契約者が自らの意思で他の加盟国の保険会社の保険を求めるのであり、消費者保護の必要性は低いとの観点から、認可制ではなく届け出制とし保険会社に他の加盟国の国民を対象とした保険の引き受け（広告、宣伝は禁止されており、受動的な引き受けに限る）を広く認めている。また、契約者保護も契約者の居住国でなく、保険会社の所在する国の法律に委ねられる。

すなわち、本店が所在する国（home country）で認可を得ている会社であれば、他の加盟国での保険販売を認めるという点でhome country control（母国主義）が採られている。

図-2 例：西ドイツの居住者が自らの意思でイギリスの保険会社の保険に加入する場合



(3) 相互主義に関する規定

生保第二次指令案の中に、相互主義の規定が盛り込まれている。そこではEC域外の事業者が、域内に子会社を設立したり、域内の保険会社を買収しようとする場合、EC委員会の認可を必要とするが、認可にあたっては「域内の保険事業者すべてが当該第三国において子会社設立あるいは資本参加の方法による買収に関し、相互主義による取扱（reciprocal treatment）を享受出来るか」が基準となる旨、規定されている。

域外にとえば日本から子会社または域内の保険会社買収という方法でECへ進出する場合、今日では進出先国の認可を得るだけで可能となるが、本指令案が採択され効力を持つと、EC委員会の認可を取得することが必要となる。またEC委員会の認可にあたっては、域内の保険会社が当該国への進出にあたって相互主義による対応を享受できることが条件とされている。

相互主義の規定は、日本の保険業界のEC対応に大きな影響を及ぼすとともに、EC諸国から日本の保険市場への参入を活発化させるものと考えられる。

2. 損害保険の役務提供の自由化

損保第二次指令は、1988年6月に採択されている。同指令では、損害保険会社が他の加盟国に存在するリスクを引き受けることについて規定している。

(1) 対象

損保第一次指令の対象となる保険会社。ただし、以下に述べる他の加盟国に存在するリスクの引き受けに関する規定については、域内に本店を持つ保険会社にのみ適用される。

(2) 企業物件と大衆物件

損保第二次指令では、引き受け対象となるリスクを企業物件と大衆物件とに分類している。

企業物件とは以下のように定義されており、すなわち企業向けの保険であり、うち火災保険等については、契約者=企業の規模が一定以上であるものをいう。企業物件以外のリスクが大衆物件であり、個人ないし中小企業向けの保険をいう。

企業物件の定義

- ①鉄道車両、航空機、船舶、航空機損害賠償責任等のリスク自体が巨大なもの
- ②信用、保証に関するリスクで、保険契約者が職業として商業、工業活動または自

由業に従事し、かつ、そのリスクがその活動に係わる場合

③火災および風水害による損害、財産その他の損害、一般損害賠償責任または雑金
銭損失に関するリスクで、保険契約者が以下の三基準のうち2つ以上に該当する
場合

(第一段階1992.12.31まで)

(第二段階1993.1.1以降)

・総資産合計:1240万ECU

総資産合計:620万ECU

・正味売上高:2400万ECU

正味売上高:1280万ECU

・会計年度中の平均従業員数:500人以上

会計年度中の平均従業員数:250人以上

同指令では以下のリスクについては、域内の保険会社が他の加盟国内に存在するリ
スクを引き受けることを認めている。

①上記で述べた企業物件

②大衆物件のうち保険会社の支店が当該所在国で免許を取得していないリスク
そして、二つのリスクについては、各々別個の規制体系を設けている。

①大衆物件

大衆物件は顧客が個人や中小企業であり、消費者保護の必要性も高いため、保険会
社が他の加盟国に存在するリスクを引き受ける場合については、リスクが存在する國
の監督当局の認可を必要としている。

②企業物件

一方、企業物件については

- ・顧客は一定規模以上の企業であり、
- ・また事業活動と関係する保険取引であり、関連する知識も豊富である

ことから、消費者保護の必要性は低いと判断し、保険会社が他の加盟国に存在するリ
スクを引き受ける場合については届け出制とし、保険会社に他の加盟国に存在する企
業物件の受け入れを広く認めている。

(3) 立法ならびに施行期限

各加盟国は本指令を以下の期限までに立法ならびに施行しなければならない。

立法期限 — 1989年12月31日

施行期限 — 1990年6月30日

なお、ギリシャ、アイルランド、スペイン、ポルトガルについては、経過措置が認
められている。

3. 生損保の第二次指令（指令案）の特徴

以上のとおり、損保第二次指令では拠点を持たない加盟国内のリスクについて引き受けを認めるとともに、企業物件については、契約者の職業、規模、危険の性格等から特別の保護を必要としないとの観点から、役務提供について届け出制としたり、営業拠点所在国の監督権限を強める等、home country controlの色彩を強めている。

今回の生保第二次指令案も、この損保第二次指令の影響を強く受けており、既に述べたとおり、消費者が自らの意思で海外の保険会社の保険加入を望む場合については、必要とされる契約者保護の水準が比較的低いことから、契約の締結に当たっては、保険会社が所在する国の監督規制が適用されることとなっている。

このように、保険の役務提供の自由化については、その最大の障害であった消費者保護の問題を、消費者保護の要請度合いが高い分野と低い分野とに区分し、保護を比較的必要としない分野についてはhome country controlの原則を採用している点に特徴がある。

なお、生保第二次指令案と損保第二次指令とを比較すると以下のような相違がある。

①適用監督法について、生保は「契約者が自らの意思により海外の保険に加入する場合」は、営業拠点所在加盟国の法律とするのに対し、損保では規定が設けられていない。

②損保第二次指令では相互主義の規定が設けられていない。

なお、EC委員会では損害保険事業に関する同様の趣旨の相互主義の規定について検討中であり、'89年中にも「相互主義に関する指令」が提出されるものと思われる。

③生保の場合、「契約者が自らの意思により海外の保険に加入する場合」について、保険会社、ブローカーの活動に関する規制が設けられているが、損保についてはこのような規制がない。

表－3 生損保の二次指令（指令案）の比較

	消費者保護の必要性大	消費者保護の必要性小
生命保険 区分	保険会社が、営業拠点を持たない加盟国において、他国に設立した拠点を通じて営業を行う場合	保険契約者が、自らの意思で自国に拠点を持たない保険会社の保険に加入する場合
適用監督法	契約者居住国の法律	保険会社の拠点が所在する国の法律
認可の要否	役務提供対象国の監督当局は、事業活動の開始にあたり認可を条件	保険事業者は、役務提供対象加盟国の監督当局に対し所定の書類を

保険会社、ブローカーの活動に対する規制	とができる (host country control) 特になし	提出した日より営業を開始できる (host country control) 広告、宣伝等は禁じられている
損害保険区分	大衆物件 右の企業物件以外の危険	企業物件 企業向け物件
認可の要否	一定規模以下の企業ないし個人を対象 役務提供対象国の監督当局は、事業活動の開始にあたり認可を条件とすることができます (host country control)	一定規模以上の企業を対象 保険事業者は、役務提供対象加盟国の監督当局に所定の書類を提出した日より営業を開始できる (host country control)
保険会社、ブローカーの活動に対する規制	特になし	特になし

4. 生損保の指令（指令案）と銀行第二次指令案との対比

以上見てきたとおり、設立の自由化、役務提供の自由化いずれの指令も、host country controlを原則とし、うちごく限定した業務（生保……契約者が自らの意思で外国の保険会社の契約に加入する場合：損保……企業物件の引き受け）についてのみ、home country controlを適用している。

一方、銀行の第二次指令案（'88年2月提出）をみると、一部の例外を除き、「本国（免許を付与した国）による監督」を各加盟国が相互に承認することとし、home country controlを原則として採用している。これをもとにEC単一免許制度が導入されており、域内のいずれかの国で取得した銀行免許は、他のEC諸国でも有効とされている。したがって、域内の一国で免許を取得した銀行は、

- 本国をベースに国境を越えて他国向けにサービスを行える
 - 支店進出について、相手先当局の許可が不要となる
 - 本国で認められる業務がそのまま、進出先国でも認められる
- の3つが可能となった。

この点、保険業界の統一の動きとは対照的である。

V EC統合が欧州保険業界に及ぼす影響

EC統合、とりわけ役務提供の自由化が保険事業に与える影響は大きい。

損保事業に関しては1988年6月に出された損保第二次指令により、1990年より損保会社は大企業向けの保険については、支店や代理店を持たない国のリスクを引き受け

ることが可能になる。これにより、多国籍企業などでは数か国にまたがるリスク（工場の火災保険等）を一つの保険会社に付保させる動きが活発化するものと思われる。これを受け、損保各社は、ブローカーとの関係を強化する等、域内マーケットをカバーするネットワーク作りに力を入れている。

一方、生命保険については、生保第二次指令案が出されたものの、実際に保険会社が国外の顧客に対し保険を販売する場合、あるいは顧客が海外の保険会社の保険を求める場合については多くの規制が設けられていることから、それほど大きな影響は生じないとする意見が一般的である。

しかしながら、今後役務提供の自由化が個人保険から、団体保険、企業年金へと拡大されていった場合には、多国籍企業などで数か国にまたがる従業員の保険、年金を一社の保険会社に任せることの動きも活発化するであろう。その場合には生保の商品戦略、販売戦略に大きな影響を及ぼすことになる。

表－4 EC諸国の保険料格差(%)

	家屋	自動車	企業物件	賠償責任
ベルギー	-16	+ 30	- 9	+ 13
フランス	+39	+ 9	+ 153	+ 117
西ドイツ	+ 3	+ 15	+ 43	+ 47
イタリア	+81	+ 148	+ 245	+ 77
ルクセンブルグ	+57	+ 77	- 15	+ 9
オランダ	+17	- 7	- 1	- 16
スペイン	- 4	+ 100	+ 24	+ 60
イギリス	+90	- 17	+ 27	- 7

(資料) The European Challenge 1992
8か国のうち、料率の低い国4か国の料率の平均値に対する価格差(%)

既に述べたとおり、損保業務では企業物件について、顧客は海外の保険会社から保険を購入する事が1990年より認められる。その際、当然のことながら、顧客（企業）は安い保険料で保障を提供する保険会社を選択するであろう。上記の表から分かるように企業物件の保険料は各国間で大きな格差がある。とりわけフランスとイタリアの保険料率は他国に比べ高くなっている、これらの国の損保業務は苦戦を強いられるものと思われる。

今後、市場統合が進むにつれ、保険会社間の競合は激化することが予想されるが、そのような競合のなかで保険会社が勝ち抜くうえで、生損保を問わず販売チャネルがキーであると一般に言われている。

UBS-Phillips & Drew社は、そのレポートの中で

- ①域内の諸国にどれだけ販売拠点を設けているか
- ②拠点を持たない場合、どれだけ幅広いブローカー網を持っているか
- ③販売網の弱さを他国の保険会社買収により補おうとする場合、豊富な資金量を有しているか

が、市場統合後の保険会社の競争力を決定する要因であるとしている。

今後の各社の対応いかんでは、欧州保険業界の地図が大きく塗り替えられる可能性もある。

VII おわりに

以上見てきたとおり、保険業務に関する統合はhost country controlを基本に進められていることから、他の加盟国の保険会社の参入を認めるか否かについては、各加盟国の監督当局の姿勢に負うところが大きい。したがって、今日の状況は真の意味での保険共通市場とは大きく隔たっている。

しかしながら一方では、home country controlを適用する分野を広げようとする努力も続けられている。たとえば、ECの保険関係の担当官は損保第二次指令における企業物件の概念を、生保の団体保険、企業年金にも適用する考えを持っているとも伝えられている。このような動きが進めば、保険事業の市場統合は促進されるものと思われる。また、保険関係指令における諸規定、なかでも相互主義に関する規定は、わが国保険業界の対欧州戦略を考える上で大きな意味をもつものと思われる。

このような観点から、今後も保険業務のEC統合の動きを注視することが求められている。

(生活研究部：倉田 久)